

平成 29 年 1 月 19 日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

古河電気工業株式会社

当社では、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえ問題点の改善や強みの向上等の適切な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、取締役会の機能向上を図ることを目的とし、平成 27 年度から取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。この度、平成 28 年度の分析・評価が完了しましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

1. 本年度の分析・評価の方法

本年度の分析・評価では、前年度と同様、以下の事項を内容とするアンケートをすべての取締役・監査役に配布し、その回答を得ました（回答は無記名方式）。

本回答の集計結果に基づき、取締役会において、社外役員会議で集約された意見も参考にし、当社グループの企業価値を持続的に向上させるためのコーポレートガバナンスのあり方という観点から、当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。なお、第 2 回目となる本年度においては、前年度の分析・評価結果を踏まえた課題への取り組み結果も含む、より実質的な分析・評価を実施しております。

〔無記名アンケートの内容〕

- I. 取締役会の構成ほか
- II. 取締役会の実効性（総論、中長期的な経営計画、業務執行関連、コンプライアンス・サステナビリティ）
- III. 指名・報酬委員会の実効性
- IV. 取締役会の運営（取締役会の運営、取締役会議事資料、意思決定プロセス）
- V. 個人評価
- VI. 社外役員の支援・連携に係る体制
- VII. 監査役役割、監査役に対する期待
- VIII. 株主その他ステークホルダーとの関係

2. 本年度の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、前年度の分析・評価において改善を実施するとして項目を含め、以下の点について、取締役会の実効性が十分に確保できているものと分析・評価しています。

- 現在採用している監査役会設置会社形態が当社に相応しいことの確認や買収防衛策の廃止に関する議論をとおして、取締役会が当社コーポレートガバナンスのあり方に関して責任を持つ主体であることが改めて認識されたこと。
- 取締役会における経営・事業戦略に関する議論をより充実させるための時間を確保すべく、取締役会審議事項を定める付議・報告基準の見直しや取締役会の運営方法の改善が行われたこと。
- 本年 4 月からスタートした 5 ヵ年の中期経営計画「Furukawa G Plan 2020」の策定

に際し、前計画の達成状況等の総括を踏まえ、中長期的な企業価値向上の観点から、活発な議論が重ねられたこと。

- 取締役会において中期経営計画の達成度や、関係会社および低採算事業に関する状況が適時・適切に報告・議論される仕組みを整備し、事業戦略の見直しを行う体制の改善が実施されていること。
- 株主総会だけでなく、それ以外の場でも株主・投資家との対話機会を充実させ、その結果については取締役会で分析・報告がなされていること。

3. 本年度の分析・評価結果を踏まえた今後の取組み

上記の取締役会での議論において、全体として前年度より改善されていることを確認しつつも、主に以下の点について、更なる改善を実施してまいります。

- 中期経営計画達成度の検証
毎年実施する中期経営計画達成度の検証作業において、グローバルな視点に立った市場動向、競合他社の状況および当社の競争優位性等の分析をより深化させ、計画の達成（または変更）に向けた十分な議論を行うこと。
- 投資案件・低採算事業、関係会社関連
投資案件や低採算事業に関しては、中期経営計画で掲げた資本効率目標数値を踏まえた分析を定期的に行うとともに、目標達成のための的確かつ迅速な経営判断が可能となる体制整備を更に推進すること。また、関係会社については、取締役会が適時その状況を把握できる体制を強化するとともに、グローバルな視点でその経営にあたる人材の育成・確保を中長期的な経営課題として取り組むこと。
- 取締役会の運営関連
コーポレートガバナンスを含む経営・事業戦略に関する議論のなご一層の充実のため、議題の絞り込みや内容に応じた時間配分、資料の記載や説明の仕方等による工夫によって審議の効率化を図るなど、取締役会の運営全般の改善を引き続き行うこと。加えて、業務執行側による経営会議等での審議の質の向上を促し、取締役会に付議または報告される案件の論点整理の徹底とより一層の分析深化を求めること。
- CSR・リスクマネジメント関連
CSR およびリスクマネジメントの状況やサステナビリティをめぐる課題についても、取締役会で報告・議論する機会をより充実させること。
- ステークホルダーとの対話
引き続き株主・投資家との対話を継続していくことに加え、従業員など株主以外のステークホルダー全般の意見についても、取締役会での報告を充実させ議論を深めていくこと。

なお、当社では、コーポレートガバナンス強化の一環として、社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、役員を選任や報酬等について審議しております。当社では本年4月1日付けで代表取締役社長が異動しますが、次期社長については、同委員会による最高経営責任者のサクセッション・プランに基づいた候補者の決定を受けて、取締役会がその選定を決議しております。

以上